

リスト規制該非判定業務の特別料金設定について

お客様各位

毎度当事務所の該非判定サービスをお引き立ていただき、あつく御礼申し上げます。

当事務所の判定サービスは、内容の確かさに加え、料金設定においても業界で最もクリアかつ合理的と自負しているところですが、少額案件においてお客様から概ね次のような御意見を頂戴することがあります。「数千円のバルブのために判定費用は出せない。仕方ないから自分で判定する」と。なるほど当事務所のバルブ判定費用は1.5万円ですから、お客様が原価割れを苦になさるのはもっともです。

そのたびに判定費用の意味と私共の料金体系を説明して御理解願っているわけですが、都度この繰り返しでは不効率至極であります。また、お客様の「頭ではわかるが」というお気持ちも無下にはできないと考えるにいたりしました。

そこで、あらためて判定費用の意味を御説明するとともに、小口（1万円以下）案件限定の特別料金を設定することに致します。いっそうの御愛顧をお願い申し上げる次第です。

◆判定費用の意味

今更の話ですが、該非判定とは、貨物の場合は輸出令別表第1の1～15項、技術の場合は外為令別表の1～15項に、その品目が該当するかどうかを判定することです。

当然、判定者は1～15項全体の規制内容に通じていなければなりません。これがもし一部分の項番しか念頭にないと、たとえば真空ポンプの場合、2項(35)非該当というだけで安心してしまい、3項(2)9の判定を忘れてしまうことになりかねません。また最近では、無人航空機について4項(1の2)のミサイル関連規制のチェックだけで満足し、13項(4)を見落とす業者の事例も出ています。

では1～15項の条文だけ見ればよいのか？ もちろんそれでは不十分です。有名な例ですが、2項(17)の「ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料」という記述を見て、「判定品は別の用途向けで商品化したから無関係」と即断したら誤りです。（ロータに転用できるものも規制対象である旨が、解釈通達に記されています）

さきほど「1～15項全体の規制内容」と申し上げたのは、関係省令（規制仕様を記述）や解釈通達も含めての話だったのです。日機輸発行の『法令集』で四百頁弱の内容に目を通す必要があるわけです。たとえ簡単な部品であっても、それに目を通したことのない人が「規制非該当」と判定することはできないのです。

従って該非判定サービスを利用するということは、判定技能を利用するだけでなく、『法令集』四百頁弱に目を通す作業を代行させることを意味します。

お客様が「数千円のバルブのための1.5万円」に躊躇されるのは当然のことです。しかし「1.5万円節約するために四百頁弱読破」するのが合理的かどうか、考えるに値する問題ではないかと思う次第です。

◆特別料金の設定

判定費用についての「理屈」については、以上で御理解いただけたことと思います。

とはいうものの、それでもあからさまな原価割れに対しては、抵抗感が残るかもしれません。その結果、お客様が慣れない条文読みに時間を費やしてしまう（ついでに申せば、該非判定サービスの便利さを体験いただけずに終わる）ということになれば、まことに遺憾です。

については、お客様の販売金額が計 1 万円未満の案件に限り、下記の特別料金を設定することに致します。

記

1 適用対象

販売金額が計 1 万円未満（税抜き）の案件

※ 単価 5 千円のが 2 点というようなケースは御容赦下さい。

また無償輸出品の場合は、定価ベースで御判断願います。

2 特別料金

1 品目の案件	3,500 円（税抜き）
2 品目以上含む案件	2 品目から 1 点あたり 1,500 円追加（税抜き）

※ 納期は 3 日以内（PDF を電子メールで）

特急対応（当日発送）、項目別対比表使用、英文仕様書による判定は加算で対応します。

3 加算料金

特急対応	1,000 円（税抜き）
対比表使用	1 品目あたり 2,000 円（税抜き）
英文仕様書	1 品目あたり 2,000 円（税抜き）

4 御依頼方法

御依頼のメールに「1 万円未満取引」と明記ください。（具体的な金額記入は不要です）

5 2015 年 4 月 1 日御依頼分から適用致します。

上記特別料金のもとでも、粗利を確保できないということはあるかと思えます。とはいえこのような小口案件は、お客様におかれても、目の前の取引の利益より、顧客との長期的関係維持の意味合いが強いのではないかと、僭越ながら推量致します。今回の特別料金設定により、お客様（自力判定の煩は回避）・お客様の納入先（品質確かな判定書入手）それから当事務所、ともに得られるものがあるならば、これも「三方よし」と言ってよいのではないかと考える次第です。よろしくお願い申し上げます。

2015 年 4 月 1 日

第一輸出管理事務所

代表 米満 啓